

資料 5-1

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例及び
施行規則の策定に係るパブリックコメント手続きの実施について

1 実施概要

(1) 公表する資料

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（素案）
南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（素案）

(2) 意見の提出方法

- ①掲出様式は任意、住所・氏名・連絡先を明記
- ②提出方法は持参、郵送、FAX、電子メールのいずれか

(3) 意見の提出期間

令和3年1月15日（金）～令和3年2月3日（水）

(4) 公表場所

危機管理課（西庁舎2階）、各区役所総合案内窓口、
各生涯学習センター、情報交流センター、市ホームページ

(5) 提出・お問合せ先

〒975-8686 南相馬市原町区本町二丁目27番地
南相馬市役所 復興企画部 危機管理課 防災係
電 話：0244-24-5232
F A X：0244-23-2511
電子メール：kikikanri@city.minamisoma.lg.jp

2 今後のスケジュール

No.	日付	項目
1	令和3年1月15日（金）～ 令和3年2月3日（水）	パブリックコメント
2	令和3年2月10日（水）	企画調整会議
3	令和3年2月18日（木）	庁議
4	令和3年3月	議会へ議案提出

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例 及び施行規則（概要）

1 条例制定の趣旨

災害対策基本法の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため、本条例を制定するもの。

2 条例の概要

避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援するため、避難行動要支援者本人から拒否の申し出がない限り、避難支援等関係者に名簿情報を提供できるよう定めるもの。

3 名簿情報の提供（条例第3条関係）

(1)名簿情報は、南相馬市地域防災計画に規定する、次に掲げる避難支援等関係者に提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて、避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。（第1項）

- ①市
- ②消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）
- ③警察署
- ④民生委員・児童委員
- ⑤社会福祉協議会
- ⑥行政区
- ⑦福祉事業者
- ⑧自主防災組織
- ⑨その他の避難支援等の実施に携わる関係者

(2)避難行動要支援者が、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。（第2項）

(3)災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために、特に必要があると認めるときは、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、規則で定める方法により連絡を行い、名簿情報を提供することができる。（第3項）

4 名簿情報の提供に係る拒否の申出等（条例施行規則第7条関係）

(1)避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。（第1項）

(2)避難支援等関係者に名簿提供の拒否を申し出る方法は、避難行動要支援者又はその代理人が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出書（様式第4号）を提出する方法とする。（第2項）

(3)避難行動要支援者又はその代理人は、拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否撤回届出書（様式第5号）を提出しなければならない。（第3項）

5 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

南相馬市条例第 号

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（素案）

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づく避難支援等関係者に対する名簿情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による災害時等の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 市に在宅で居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。
- (2) 要配慮者 法第8条第2項第15号に規定する高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- (3) 避難支援等 避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 法第49条の10第1項の規定により作成した避難支援等を実施するための基礎とする名簿をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。
- (6) 避難支援等関係者 南相馬市地域防災計画に規定する市、消防本部（南相馬消防署、小高分署、鹿島分署）、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、行政区、福祉事業者、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者をいう。

（名簿情報の提供）

第3条 市長は、災害の発生に備え、法第49条の11第2項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、名簿情報を提供することについて避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報の提供の拒否を申し出たときは、当該避難行動要支援者に係る名簿情報を提供することができない。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、規則で定める方法により連絡を行い、名簿情報を提供することができる。

4 市長は、第1項の規定により名簿情報の提供をしようとするときは、当該名簿情報の提供を受けようとする避難支援等関係者の間で名簿情報の取扱いに関する協定書を締結するものとする。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第4条 市長は、提供した名簿情報の管理状況を確認する必要があると認めるときは、名簿情報の提供を受けた者に対し、当該名簿情報の管理に関する報告を求め、又は当該名簿情報の管理状況を検査することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、当該提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 第3条第1第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、当該名簿情報を自ら利用し、又は当該名簿情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(守秘義務)

第7条 第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 年 月 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に締結された南相馬市避難行動要支援者避難行動要支援活動に係る個人情報の取扱いに関する協定書は、この条例の施行の日後も、なおその効力を有する。

南相馬市規則第 号

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則（素案）

（趣旨）

第 1 条 この規則は、南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（令和 年南相馬市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（避難行動要支援者の登録）

第 3 条 市長は、南相馬市地域防災計画に規定する避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲に該当する者を、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

- (1) 介護保険の要介護 3 以上の認定を受けている者
- (2) 身体障がい者（身体障害者手帳を所持している者）
- (3) 知的障がい者（療育手帳を所持している者）
- (4) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳を所持している者）
- (5) 難病患者
- (6) 常に特別の医療などを必要とする在宅で療養している者
- (7) 乳幼児
- (8) 妊産婦
- (9) 外国人
- (10) その他市長が特に認める者

ア 前 1 号から 6 号の分類で程度の判定では該当しないが、避難行動に不安があり名簿に登録を希望する者

イ 家族と同居しているが、日中は一人となる前 1 号から 6 号に準じた者で、避難行動に不安があり名簿に登録を希望する者

（避難行動要支援者名簿の記載事項）

第4条 避難行動要支援者名簿には、災害対策基本法（昭和36年第223号）第49条の10第2項の規定により、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

（名簿登録等の申請）

第5条 第3条第10号の規定による登録を希望する者は、避難行動要支援者又はその代理人（以下「避難行動要支援者等」という。）が、避難行動要支援者名簿情報掲載申請書（様式第1号）を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、避難行動要支援者名簿に登録するものとする。

3 第3条第10号の規定により名簿に登録された者が、同項に規定する事情がなくなった場合、死亡し、又は市外へ転出した場合、その他避難支援等を要しなくなった場合は、避難行動要支援者等が、市長へ避難行動要支援者名簿情報抹消届出書（様式第2号）を提出するものとする。

4 市長は、前項の申請内容を認めた場合は、避難行動要支援者名簿から抹消するものとする。

（名簿情報の変更）

第6条 第3条第10号の規定により名簿に登録された名簿情報に変更が生じたときは、避難行動要支援者等は、市長へ避難行動要支援者名簿情報記載内容変更届出書（様式第3号）を提出するものとする。

2 市長は、前項の申請内容を認めた場合は、当該内容に従い、名簿情報を変更するものとする。

(名簿情報の提供に係る拒否の申出等)

第 7 条 市長は、避難支援等関係者に名簿情報を提供する前に、避難行動要支援者に対し、名簿情報の提供の拒否を申し出る機会を与えなければならない。

2 条例第 3 条第 2 項に規定する規則で定める方法は、避難行動要支援者等が、避難行動要支援者名簿情報提供拒否届出書（様式第 4 号）を市長に提出する方法とする。

3 避難行動要支援者等は、条例第 3 条第 2 項の規定による拒否の申出を撤回しようとするときは、避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回届出書（様式第 5 号）を市長に提出しなければならない。

(名簿情報の提供方法等)

第 8 条 条例第 3 条第 3 項に規定する規則で定める方法は、事態の緊急性に照らし、避難支援等関係者その他の者との間での電話、電子メール、ファクシミリ等簡易な方法とする。

2 条例第 3 条第 4 項で規定する協定書には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 避難支援活動に関する事項
- (2) 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する事項
- (3) 避難行動要支援者名簿情報の管理に関する事項
- (4) 個人情報の保護及び守秘義務に関する事項
- (5) 避難行動要支援者名簿情報の管理の報告等に関する事項
- (6) 協定に違反した場合の措置に関する事項
- (7) 避難行動要支援者名簿情報の返還に関する事項
- (8) 有効期間及び更新に関する事項
- (9) 疑義等が生じた場合の協議に関する事項

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

様式第 1 号 (第 5 条関係)

避難行動要支援者名簿情報登録申請書

年 月 日

(宛先) 南相馬市長

住所
 申出人 氏 名 ⑩
 電 話
 避難行動要支援者との続柄

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 3 条第 1 0 号及び第 5 条第 1 項の規定に基づき、災害の規模や避難支援等関係者の状況等により、支援が受けられない場合があることを了承し、下記のとおり南相馬市避難行動要支援者名簿への登録を申し込みます。

記

1 避難支援等を必要とする理由

2 名簿情報

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所又は居所			
連絡先	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		

様式第 2 号 (第 5 条関係)

避難行動要支援者名簿情報抹消届出書

年 月 日

(宛先) 南相馬市長

住 所
 申出人 氏 名 ⑩
 電 話
 避難行動要支援者との続柄

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 5 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり南相馬市避難行動要支援者名簿からの抹消を届け出ます。

記

1 抹消理由

2 名簿情報

ふりがな			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
住所 又は 居所			
連絡先	自 宅 電 話 番 号		
	携 帯 電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	メー ル ア ド レ ス		

様式第 3 号 (第 6 条関係)

避難行動要支援者名簿情報記載内容変更届出書

年 月 日

(宛先) 南相馬市長

住 所
 申出人 氏 名 ⑩
 電 話
 避難行動要支援者との続柄

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり南相馬市避難行動要支援者名簿の名簿情報の変更を届け出ます。

記

氏名	変更前	(ふりがな)
	変更後	(ふりがな)
住所又は 居所	変更前	
	変更後	
連絡先	変更前	電話番号
		FAX 番号
		メールアドレス
	変更後	電話番号
		FAX 番号
		メールアドレス
避難支援等を必 要とする事由	変更前	
	変更後	
その他	変更前	
	変更後	

様式第 4 号（第 7 条関係）

避難行動要支援者名簿情報提供拒否届出書

年 月 日

（宛先）南相馬市長

住 所
 申出人 氏 名 ④
 電 話
 避難行動要支援者との続柄

南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例第 3 条第 2 項及び南相馬市
 避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、
 下記の名簿情報を提供することについて、拒否の届出をします。

記

ふりがな			
氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	男・女
住所 又は 居所			
連 絡 先	自 宅 電 話 番 号		
	携 帯 電 話 番 号		
	F A X 番 号		
	メー ル ア ド レ ス		

様式第 5 号（第 7 条関係）

避難行動要支援者名簿情報提供拒否申出撤回届出書

年 月 日

（宛先）南相馬市長

住 所
 申出人 氏 名 ⑩
 電 話
 避難行動要支援者との続柄

避難支援等関係者に対し、下記の名簿情報を提供することについて拒否の申出をしましたが、南相馬市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例施行規則第 7 条第 3 項の規定に基づき、拒否の届出を撤回します。

記

ふりがな			
氏名			
生年月日	年 月 日	性別	男・女
住所又は居所			
連絡先	自宅電話番号		
	携帯電話番号		
	F A X 番号		
	メールアドレス		